

南丹市公共工事の中間前金払に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市の公共工事の中間前金払（南丹市契約規則（平成 18 年南丹市規則）第 50 条の 2 に規定する中間前金払をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第 2 条 中間前金払は、1 件の請負代金の額が 300 万円以上の地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 1 項に規定する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、年度内完成工事に係るものを対象とする。ただし、第 7 条及び第 8 条に規定する特例による工事についても対象とする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第 3 条 中間前金払の対象となる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事の費用のうち、当該工事の材料費等（地方自治法施行規則附則第 3 条第 1 項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を指す。）に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の要件)

第 4 条 発注者が中間前金払を行う要件は、既に前払金の支払いを受けている工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表によって工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第 5 条 中間前金払の割合は、南丹市契約規則第 50 条の 2 第 1 項の規定による。

(中間前金払の通知)

第 6 条 中間前金払は、入札公告文等に記載して通知するものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第 7 条 受注者は、債務負担行為に係る契約について、当該会計年度の出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

2 発注者は、受注者が中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。

3 債務負担行為に係る契約においては、第 4 条の「工期」を「当該会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて適用するものとする。

(繰越工事の特例)

第 8 条 中間前金払をした工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、発注者は、年度末の工事出来高が 3 分の 2 以上の場合、年度末に部分払をすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第 9 条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、工事請負契約書第 37 条は適用しないものとする。ただし、第 7 条及び第 8 条に規定する年度を越えて施工する必要がある工事の場合は、各年度末の部分払に限り工事請負契約書第 37 条を適用するものとする。

3 受注者は、部分払の請求（前項ただし書に規定する場合において部分払を請求するときを除く。）を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることができないものとする。この場合には、当該契約において、工事請負契約書第 34 条第 3 項及び第 4 項は適用しないものとする。

(中間前金払の申請)

第 10 条 中間前金払の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（様式第 1 号）に工事請負契約書第 11 条に基づく工事履行報告書を添えて、発注者に 2 部提

出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第 4 条に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。
- 3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、受注者に対し当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行うものとする。
- 4 発注者は、第 2 項の確認において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第 2 号）によって受注者に通知するものとする。
- 5 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、中間前払金請求書（様式第 3 号）に、保証事業会社の中間前払保証証書の原本を添えて発注者に提出しなければならない。
- 6 発注者は、前項の請求を受けた日から 14 日以内に中間前払金の支払いを行うものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

認 定 請 求 書

工 事 番 号 及 び 工 事 名	
施 工 場 所	地 内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	
<p>上記の工事について、工事請負契約書第 3 4 条第 4 項に基づいて中間前金払の認定を請求します。</p> <p>なお、本工事に関し「南丹市公共工事の中間前金払に関する取扱要綱」第 7 条及び第 8 条の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>南 丹 市 長 様</p>	

認 定 調 書

工事番号 及び工事名	
施工場所	地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契約金額	
摘 要	
<p>上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します(認定しません)。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>南丹市長</p>	

中間前払金請求書

工事番号 及び工事名	
施工場所	地内
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	
中間前払金請求額 (契約金額の2/10以内)	

上記工事に係る中間前払金をお支払いただきますよう請求いたします。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名 ㊟

南 丹 市 長 様

振 込 先	金融機関名						
	本店または支店名						
	預金種別 (どちらかに○を付ける)	普通 ・ 当 座					
	口座番号						
	口座名義	フリガナ					
	氏名または名称						